

2022年9月20日

各 位

株式会社 佐賀共栄銀行

## 「きょうぎん法人 WEB サービス」 に係る預金等の不正な払戻し被害の補償について

標記については、きょうぎん法人 WEB サービス(以下、「本サービス」)を利用して、預金の不正な払戻し被害に遭われた本サービス利用のお客さま(以下、「お客さま」)に対する補償対応について、以下のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。現在、お客さまで本サービスを利用して被害に遭われた事案はございませんが、引き続き安心してご利用いただけるよう、必要な対策を講じてまいります。

<本サービスに係る預金等の不正な払戻しへの対応内容>

### 1. 被害補償の限度額

1 契約者につき年間 1,000 万円

### 2. 被害補償の適用条件等

パスワードの盗取等により行われた不正な資金移動等については、次のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して補償限度額 1,000 万円(年間、被害発生日から翌年応当日の前日まで)の範囲内で、当該資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みません)の額に相当する金額の補償を請求することができるものとします。

- (1)お客さまが本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当行に速やかにご通知いただいていること。
- (2)当行の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること。
- (3)お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客さまに重大な過失または補償額の一部減額となる過失があるなどの場合には、当行は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

#### 【補償を行わない場合(重大な過失)】

- ① お客さま、お客さまの従業員等(お客さまから金銭的利益等を得ている方を含みます。)の利用および加担による損害の場合。
- ② お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

**【補償を減額する場合(補償額の一部減額となる過失)】**

※下記は一例となります。過失に応じて減額割合が変更となり、重大な過失扱いとし補償を行わないこともあります。

- ① 銀行が導入しているセキュリティ機能を利用していない場合。
- ② 電子証明書を導入していない場合。
- ③ ワンタイムパスワードを導入していない場合。
- ④ 当行が推奨する OS(パソコン基本ソフト)、ブラウザ(インターネット閲覧ソフト)以外で本サービスを使用している場合。
- ⑤ OS やブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを、最新の状態に更新していない場合。
- ⑥ OS やブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを、メーカーのサポート期限を経過して使用していた場合。
- ⑦ セキュリティ対策ソフトを最新の状態に更新していない場合。
- ⑧ ログイン ID、各種パスワード、暗証番号等が適切に管理されていない場合。

3. 利用規程の改定

本お知らせに合わせて「きょうぎん法人 WEB サービス利用規程」を変更しております。

4. 本件に関するお問い合わせ窓口

佐賀共栄銀行 事務統括部 0952-26-3631

以 上